

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令
の一部を改正する政令要綱

- 1 次に掲げる特例措置の適用期限を1年延長することとする。
 - (1) 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置（第72条関係）
 - (2) 酒販組合に関する経過措置（第110条関係）

- 2 この政令は、令和3年4月1日から施行することとする。（附則関係）